

福袋の免税対応について

平成29年11月

福袋の免税対応について、これまでの基本運用に加えて新たな制度運用が追加されました。福袋を取り扱う販売場はいずれかの方法にて対応を行ってください。

基本運用

- 免税カウンターにて、福袋の内容物が分からない場合には免税の対象とすることはできない。よって、不明の場合には福袋を開封し中身を確認を行う。
- 内容物が消耗品の場合には、指定された梱包要件に従い梱包する。なお、内容物が一般物品・消耗品の混在である場合は、消耗品として取扱い、同様に指定された梱包要件に従い梱包する。
- 「購入記録票」の品名の記載は、記入例の通り内容物の詳細が分かるように記入する。

記入例)

| 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 |
|--------------------|----|-------|-------|------|
| 福袋(化粧品3点) | 2 | 4,000 | 8,000 | 消耗品 |
| 福袋(メンズTシャツ2点、靴下5点) | 1 | 6,000 | 6,000 | 一般物品 |

新たな制度運用

以下の条件を満たす事により、福袋を開封し内容物を確認する作業、及び「購入記録票」へ内容物の詳細を記載する作業を不要とする。

<条件>

- 免税手続き時に内容物の判断ができる状態であること。

具体的には、福袋の内容物が、消耗品か一般物品か又は混在しているかを、免税手続き担当者が福袋を開封しなくとも判断できる措置がなされている必要がある。

対応例) ・福袋にあらかじめ対象品目を記載する。

・事前に福袋を販売する売場へヒアリングを行い、販売される福袋の内容物が分かる一覧を作り、免税カウンターに配置し確認できるようにする。

※注意※
必ずご説明ください

- 福袋の内容物により、下図の通りの対応を行うこと。

| 内容物 | 対象品目の区分 | 購入商品の国内利用 | 梱包要件 | 購入記録票の作成方法 | 注意喚起・説明事項 | | | | | | | | | | |
|---|---------|-----------|---|--|-----------|----|----|------|------|-------------------|---|-------|-------|------|---|
|  消耗品のみ | 消耗品 | 不可 | 既存消耗品の特殊梱包と同様の包装を行う | 記入例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>販売価格</th> <th>対象品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福袋</td> <td>2</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> <td>消耗品</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 品名に内容物の詳細記載は不要 対象品目は「消耗品」とする | 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | 福袋 | 2 | 2,500 | 5,000 | 消耗品 | 既存消耗品販売時と同様の包装を行う ・出国するまで福袋は開封できない事。 ・30日以内に輸出する事。 ・福袋の中に消耗品と一般物品が混在している場合でも、一般物品は出国するまで使用できない事。 ・ 出国時に開封したこと、一部でも持ち出しをしないことが発覚した場合には、福袋に対してかかる消費税全額が徴収される事。 |
| 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | | | | | | | | | | | |
| 福袋 | 2 | 2,500 | 5,000 | 消耗品 | | | | | | | | | | | |
|  消耗品・一般物品混在 | 消耗品 | 不可 | i. 福袋を開封した場合に開封したことが分かるテープで封印、要件を満たす梱包袋に入れる等の包装を行う。 | 記入例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>販売価格</th> <th>対象品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福袋</td> <td>1</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>消耗品</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 品名に内容物の詳細記載は不要 対象品目は「消耗品」とする | 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | 福袋 | 1 | 5,000 | 5,000 | 消耗品 | ・出国するまで福袋は開封できない事。 ・福袋の中身が一般物品であっても出国するまで使用できない事。 ・ 出国時に開封したこと、一部でも持ち出しをしないことが発覚した場合には、福袋に対してかかる消費税全額が徴収される事。 |
| 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | | | | | | | | | | | |
| 福袋 | 1 | 5,000 | 5,000 | 消耗品 | | | | | | | | | | | |
|  一般物品のみ | 一般物品 | しない | ii. 国内使用不可の注意喚起シールを福袋に貼る、梱包袋に印字があればシールは不要。 | 記入例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>販売価格</th> <th>対象品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福袋</td> <td>1</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>一般物品</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 品名に内容物の詳細記載は不要 対象品目は「一般物品」とする | 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | 福袋 | 1 | 6,000 | 6,000 | 一般物品 | ・出国するまで福袋は開封できない事。 ・福袋の中身が一般物品であっても出国するまで使用できない事。 ・ 出国時に開封したこと、一部でも持ち出しをしないことが発覚した場合には、福袋に対してかかる消費税全額が徴収される事。 |
| 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | | | | | | | | | | | |
| 福袋 | 1 | 6,000 | 6,000 | 一般物品 | | | | | | | | | | | |
|  一般物品のみ | 一般物品 | する | 不要 | 記入例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>販売価格</th> <th>対象品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福袋(セーター紺M1点、靴下5点)</td> <td>1</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>一般物品</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 品名に内容物の詳細を記載しなければならない (一部を使用した場合に元々の内容物を把握するため、商品ごとの金額記載は不要。) 対象品目は「一般物品」とする | 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | 福袋(セーター紺M1点、靴下5点) | 1 | 6,000 | 6,000 | 一般物品 | ・福袋の中身を国内で使用してもよいが、 出国時に内容物の一部でも持ち出しをしないことが発覚した場合には、福袋に対してかかる消費税全額が徴収される事。 |
| 品名 | 数量 | 単価 | 販売価格 | 対象品目 | | | | | | | | | | | |
| 福袋(セーター紺M1点、靴下5点) | 1 | 6,000 | 6,000 | 一般物品 | | | | | | | | | | | |

お客様の要望を伺い判断